

「浜名湖湖岸堤整備・維持管理マニュアル」の素案に関する意見への対応一覧

(※) R5.7.20付け__各部署へ意見聴取（R5.8.18期限）

No.	「浜名湖湖岸堤整備・維持管理マニュアル」の素案に関する意見		対応（案）
	意見	意見提出部署	
1	P 3、 4 浜名湖は2級河川都田川で、河川法に基づき、管理されるべきものです。確かに過去の湖岸堤の整備経緯や底地の確認は必要ですが、仮に湖岸堤や土地が民間所有であっても、河川区域であれば、河川法の強い規制がかかります。湖岸堤の整備経緯や底地の確認と同時に、都田川の河川区域がどこまでか、そして河川管理者として、どこまで治水対策しなければならないのかの方針がなければ、今後の整備方針が立てられないと思いますがいかがでしょうか。	静岡県交通基盤部 港湾局 港湾企画課 港湾整備課 漁港整備課	・対象となる湖岸堤が位置する区域の確認を、フローに追加します。【素案（修正版）P.3、 4 参照】 ・治水対策を含め、湖岸堤の整備にあたる事業の実施主体については、本マニュアル（案）のP5～6「3 湖岸堤の整備手法」の手順で決定することを考えています。なお、防護水準については河川管理者により高潮あるいは津波に対して必要な堤防高を整理した上で、事業化にあたり目標とする防護水準をどこに設定するのか、地域との合意形成を図った上で対策を実施することを考えています。
2	P 4 ⑩上記⑩によっても管理者の特定が困難な場合は、湖岸堤の整備位置について再検討する（前出し護岸の整備等）とありますが、護岸を前に出すような整備を行う場合には、公有水面の埋立ての手続きが必要となる場合があります、相当の予算と時間が必要となります。	静岡県交通基盤部 港湾局 港湾企画課 港湾整備課 漁港整備課	・管理者の特定が困難である場合、引き続き管理者の特定や用地補償の手続きを継続しようとする場合と、御指摘の公有水面埋め立ての手続きをする場合と、それぞれに要する期間、及び事業実施に関するコスト、施工性、環境や利用に与える影響等、様々な観点で比較評価し、最適な整備案を検討、選定することを考えています。
3	P1、 1（1） 「浜名湖水辺整備基本計画」とはどのようなものか、現時点での案を教えてください。	静岡県交通基盤部 港湾局 港湾企画課 港湾整備課 漁港整備課	「浜名湖水辺整備基本計画」とは、防護・利用・環境の調和のとれた水辺空間の整備に向け、浜名湖に関する各種計画や施策等との調整・整合を図った上で、浜名湖の多彩な魅力や資源を生かした地域の活性化につながる整備のあり方や具体的な整備内容などを定めたものであり、湖岸堤の整備にあたる基本的な方針（整備の方向性）や各エリアの整備構想（整備イメージ）を示すマスタープランという位置付けのものです。計画の骨子（案）については、資料1、 2のとおりです。
4	P1、 1（2） <解説> 4行目 「湖岸沿いの十数mの範囲」とは幅のことですか。	静岡県交通基盤部 港湾局 港湾企画課 港湾整備課 漁港整備課	・幅のことを指します。
5	P 5、 3（1）事業実施主体の決定方法 「湖岸堤の整備にあたり、当該施設の管理者が行政機関である場合、施設管理者を事業実施主体とする」とありますが、港湾事業で高潮・津波対策はできません（ただし、海岸保全区域内に限っては港湾海岸事業でできます）。 このため、民間所有と同じく「施設周辺や背後地の状況、防護対象、事業目的等を考慮し、関係者間で協議の上、事業実施主体を決定する」と記載してはどうか。	静岡県交通基盤部 港湾局 港湾企画課 港湾整備課 漁港整備課	・御意見を踏まえ、P 5、 3（1）事業実施主体の決定方法に、「併せて、海岸保全区域外に位置する港湾施設についても事業化が可能となる手法について、関係者間で協議し、決定することとする。」と追記します。【素案（修正版）P.3,4参照】
6	P 5、 3（3）地域振興策との連携に係る役割分担 防護と地域振興策の連携の具体例として、例えば「A市が埋立造成して公園を造りたい」という場合、増加分の費用負担を求めるだけでなく、護岸を含めた全額が埋立権者（A市）負担となりませんか。	静岡県交通基盤部 港湾局 港湾企画課 港湾整備課 漁港整備課	御意見にある事例は、"地域振興策を主目的とした整備"に該当するため、全額がA市負担となると考えています。
7	「ヒアリング」（本文）と「ヒヤリング」（図1）、統一したほうが良いのではないのでしょうか。	静岡県交通基盤部 港湾局 港湾企画課 港湾整備課 漁港整備課	御意見のとおり、「ヒヤリング」を「ヒアリング」に統一します。
8	今後の計画策定にあたっては、P5「3 湖岸堤の整備手法(1)事業実施主体の決定方法」の解説に記載頂いたように、海岸事業と農林部局の事業には事業対象や目的に違いがあるため、必ずしも整備水準や便益算定方法が一致するものではないことに配慮をお願いします。	静岡県経済産業部 西部農林事務所 農村整備課	御意見を踏まえ、「・・・、河川事業と農林部局が実施する事業には事業対象や目的に違いがあるため必ずしも整備水準や便益算定方法が一致しないことにも配慮しつつ、・・・」と追記します。【素案（修正版）P.5参照】
9	P5「3（1）事業実施主体の決定手法」の〈解説〉の3行目“湖岸堤の整備にあたり、当該施設の施設管理者が行政機関である場合、施設管理者を事業実施主体とすることを基本”と記載されているが、過去から社会状況も変化していることから、今後の湖岸堤の整備にあたっては、事業目的等を考慮して事業実施主体を決定することを基本としたほうが良いのではないか。（例えば河川防護が目的ならば河川管理者が事業実施主体に、観光が主体ならばその占有者が事業主体（河川占用物）とする。）	浜松市土木部 河川課	本マニュアル（案）では、事業目的等を考慮して事業実施主体を決定することとしています。 P5「3（1）事業実施主体の決定手法」は、防護を目的とした事業に係る事業実施主体の決定手法についての記載を意図していましたが、より分かりやすくするよう、文末に、「なお、上記は防護を目的とした事業に適用することとし、地域振興策など事業目的が異なる場合は、後述の「3（3）地域振興策との連携に係る役割分担」によるものとする。」と追記します。
10	P5「3（3）地域振興策との連携に係る役割分担」の5行目“なお、地域振興策を主目的とした整備の場合は、地域振興策の実施主体を湖岸堤整備の主体とすることを基本とする。”と記載されているところについて、事業主体は地域振興策側で良いが、完成した施設において、河川防護に必要な施設は、河川管理施設とする必要があるのではないか。	浜松市土木部 河川課	完成した施設において、河川防護に必要な施設は河川管理施設となります。 このことについて、P6「3（3）地域振興策との連携に係る役割分担」の<解説>に記載しているとおり、「・・・河川法や港湾法、漁港法等に基づく必要な手続きを経て事業を実施する。なお、施設整備後の維持管理については、関係者間で協定を締結し、その役割分担を明確にする。」こととしています。